

盛岡市路線バス運転士雇用促進支援金支給要領

令和5年5月1日市長決裁

改正 令和6年1月5日副市長決裁

改正 令和6年4月1日副市長決裁

改正 令和7年1月24日副市長決裁

改正 令和7年6月30日副市長決裁

(目的)

第1 この要領は、燃料費の高騰の影響等及び路線バス運転士の不足により、バスの路線の維持が困難な状況にある路線バス事業者に対し、バス路線の維持に資するため、予算の範囲内で路線バス運転士雇用促進支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、路線バス運転士の雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路線バス運転士 路線バス事業者が雇用した運転士であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 令和7年6月1日から令和8年3月15日までの間に雇用されたものであること。

イ 期間の定めがない労働契約又は1年以上の期間の定めがあり、かつ、当該期間の更新を予定している労働契約に基づき雇用されたものであること。

ウ 市内を運行する路線を有する営業所等に属するものであること。

エ 第4の規定による申請書の提出の時点において、継続して雇用されているものであること。

(2) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により一般旅客自動車運送事業（法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業に限る。）の経営の許可（以下「経営の許可」という。）を受けた岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社及びジェイアールバス東北株式会社であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 市の区域内に主たる事業所又は法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を有し、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号の路線定期運行をするものであること。

イ 市税を滞納していないこと。

ウ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと

エ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。

オ 役員又は使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員がいらないものであること。

(支給金額)

第3 支援金の額は、路線バス運転士1人につき40万円とする。

(支給の申請)

第4 支援金の支給を受けようとする路線バス事業者は、盛岡市路線バス運転士雇用促進支援金支給申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書

(2) 経営の許可を受けていることを証する書類の写し

(3) 路線バス運転士雇用状況申告書

(4) 路線バス運転士に係る労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第4項の書面の写し

(5) 路線バス運転士に係る雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第9条第1項の雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和8年3月16日までに行わなければならない。

(支給決定の通知)

第5 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは盛岡市路線バス運転士雇用促進支援金支給決定通知書により、支援金を支給しないこととしたときは盛岡市路線バス運転士雇用促進支援金不支給決定通知書により当該申請書を提出した路線バス事業者に通知するものとする。

(支援金の支給)

第6 市長は、支援金の支給を決定した路線バス事業者に対しては、速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第7 市長は、必要があると認めたときは、支援金を支給した路線バス事業者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

(支援金の返還)

第8 市長は、支援金の支給を受けた路線バス事業者が次に掲げる場合に該当したときは、支援金の返還を求めるものとする。ただし、倒産、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により支援金の支給を受けた場合

(2) その他支援金の支給が適当でないと市長が認めた場合

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、支援金の支給に必要な事項は、市長が定める。